## 審查基準 · 標準処理期間整理票

		田五二十		
処分の内容		資料の複写		
根拠法令及び条項		蓮田市図書館設置及び管理条例施行規則第7条		
審查基準	■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)			
	公表 ■	■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に記	亥当)	
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準は著作権法の規定による。			
	(資料の複写) 第7条 資料の複写を希望する者は、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定により、文献複写を受けることができる。 2 文献複写を受けようとする者は、その旨を館長に申し込み、許可を受けなければならない。 3 複写の費用は、実費とし、複写を希望する者の負担とする。			
審査基準設定年月日		平成10年11月1日 審 査 基 準 最終変更年月日 年 月	日	
標準処理期間		<ul><li>■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)</li><li>期間(1日)</li><li>□ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)</li></ul>		
標準処理期間 設定年月日			日	
所管部署		蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考				

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。